

令和5年度第4回袖ヶ浦市公民館運営審議会

1 開催日時 令和5年12月21日（木） 午後3時開会

2 開催場所 市民会館 3階中ホール

3 出席委員

委員長	齋藤 隆彦	委員	福原 孝彦
副委員長	篠原 和行	委員	大熊 弘子
委員	庄司 光利	委員	前田 元子
委員	土師 宏美	委員	鈴木 美恵子

(欠席委員)

副委員長	片寄 礼子	委員	早川 敦
委員	田中 輝博	委員	石井 喜三江

4 出席職員

教育部長	生方 和義	長浦公民館館長	須田 紀子
生涯学習課課長	島田 宏之	長浦公民館顧問	地引 等
市民会館館長	大田 知司	根形公民館館長	加藤 宏明
市民会館副主幹	三沢 徹	根形公民館顧問	平賀 栄三郎
平川公民館館長	齊藤 秀夫	平岡公民館館長	鹿嶋 章夫
平川公民館顧問	多賀 克之	平岡公民館顧問	在原 徹

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

(1) 市民会館・公民館まつりの実施結果について

7 報告

(1) 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

(2) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の取組み状況について

(3) 市民会館・公民館事業の実施状況について

8 その他

9 議事

齋藤委員長

議題（１）市民会館・公民館まつりの実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（本資料１ページから１８ページまでに基づき、大田市民会館館長、齋藤平川公民館館長、須田長浦公民館館長、加藤根形公民館館長、鹿嶋平岡公民館館長が説明。）

齋藤委員長

今年はどの館も大盛況で、天候にも恵まれ非常に良かったと思っております。
議題（１）の件について、委員の皆様からご質問等があればお受けいたします。

齋藤委員長

それでは質問等がないようですので、議題（１）につきましては終わりとさせていただきます。

次に報告（１）袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてであります。内容は本資料の１９ページから３４ページと別途配布しております参考資料のとおりでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

（本資料１９ページから３４ページと参考資料に基づき、大田市民会館館長が説明。）

齋藤委員長

報告（１）の件について、委員の皆様からご質問等があればお受けいたします。

篠原副委員長

今の説明でわからない点が二つあります。

一つは「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」から

「袖ヶ浦市公民館条例」への一部改正という事ですが、題名が変わっているにも関わらず一部改正なのかなというのが疑問でした。ここまで改正するのであれば、新しい条例ではないのかなと思ったところが一つです。

二つ目は、条例中から市民会館という文言がほぼ削除されてしまっており、それがなぜなのかという点です。市民会館・公民館は社会教育法に基づく事業を行いますというのはわかりましたが、資料を読んでいてその2点が咀嚼（そしゃく）できませんので、教えてください。

大田市民会館館長

まず題名が変わっている件ですが、市役所の中の法規担当である総務課という所が条例の関係を所管しているわけですが、ここの話し合いの中で、題名から市民会館という名称が消えるという事は非常に大きい問題であり、私共としては名称を残したいということで強く要望を出しておりましたが、大元になっている社会教育法の中に市民会館を位置付ける記載がないという事で、この辺りの部分は協議を重ねた結果、ここは公民館条例ということで、最終的には決着がついたということでございます。

現行の「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の前の条例が「袖ヶ浦町公民館条例」という題名であり、そこから現行の題名に変わっており、それも踏まえた中で「袖ヶ浦市公民館条例」という形の題名に改めさせていただきます。

木更津市でいうところの木更津市中央公民館にあたるものが、袖ヶ浦市の場合には市民会館という名称になります。市民会館という名称の公民館、昭和地区の公民館というような認識をしていただければと思います。

一部改正の解釈についてでございますが、条文の中のかんりの部分を占める施設管理規定ですが、あくまでも教育委員会としては施設管理のみを市長部局へ移すという考えの中で条例改正をやっております。ですので、あくまでもこれは一部改正だという考えでございます。事業管理は引き続き公民館がやっていくんだというような部分の意思表示も含まれているという事でご了承いただければと思います。

篠原副委員長

一部改正という形でなくても、例えば袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例から袖ヶ浦市公民館条例への改正でも良いし、新規で袖ヶ浦市公民館条例としてやっていきますというやり方でも良いと思います。総務課の法律的な観点からの指摘がたくさんあったと思いますし、すごく大変な仕事量だったと思います。ただ、市民会館が最後の料金表に書いてありますっ

ていうので法律的に成立するのでしょうか。社会教育法に市民会館が定義付けされていないのに、お金を取る時は、事業は教育委員会が行うからそれで使うのであれば1時間1,300円ですよと謳（うた）うことについて許されるのかかわかりません。総務課が審査をしたうえでの判断だと思いますので、問題はないとは思いますが、そういうところで詰められてきたときに大丈夫なのか心配になりました。

大田市民会館館長

篠原副委員長のご意見ですが、お気持ちとしてはよくわかります。

「市民会館」という名称を残すにあたっては、先ほども申し上げましたが、総務課の法規担当と通算4回話をしました。おそらく時間にして20時間以上は協議をしていると思います。市民会館の名称が残るか否かという事ですごく大きいことですから、何とか残せないかというところで、こちらもだいぶお話をさせていただいたのですが、最終的に「市民会館」という名称を残す事は出来ないという回答でした。それでも100パーセントだめだという事でなければ、残せないかという話もしたのですが、法規に照らし合わせた中で社会教育法の中に市民会館という名称を定義づける文言がないということ、また条例の題名については、条例の内容がわかるような形で名称にしないというような考え方がある中で決めるのが基本ですという事で、最終的にはこれを受け入れざるを得なかったというところでございます。

ただ、何度も申し上げますけれども、公民館事業については、引き続き社会教育法に基づいた事業展開をしていくわけございまして、各種講座・教室についても引き続き行ってまいります。交流センターの条例の方にも施設を共用するというような文言がございまして、公民館事業を行う場合も施設管理は交流センターに移りますが、社会教育法に基づく事業展開をする場合は施設を共用しますというようなものが一文ございます。その中で対応していくという形になると思います。施設に関しては市長部局の管理ですので、その使用料というのは交流センター条例の方で規定をしていきますので、市民会館で例えれば、昭和交流センターの中ホールの1時間の使用料ということで徴収、お金をいただくということでご理解をいただければと思います。

篠原副委員長

決定した交流センター条例を見ていないので、教育委員会が社会教育法に基づく事業を交流センターを使ってやれるようになっているのであればよいと思います。前回の審議会の際には何条のこの文言は削除になりそうですという報告はあったと記憶していますが、「市民会館」という文言を除くという風には言

っていなかったと記憶しています。第7条から第19条までは削除になり、公民館運営審議会の規定が文言は一部変更になりますが残りますとも聞いておりました。

「市民会館」という文言が条文上からほぼ無くなっていて、市民会館の位置付けが、公民館の事業はやりますと言いつつも、結果的に公民館としての位置付けが全くないように見えたので、法律的に大丈夫なのかを確認させていただきました。法的に問題ないのであれば良いという事でよろしいです。

生方部長

交流センター条例の資料を用意していなかったことで、説明がわかりづらく申し訳ありませんでした。今まで現行条例の方で載っていた施設管理のところは、全て交流センター条例側に移っていますので、その規定を元に施設管理、それから料金も中身は一緒ですけれども、そういったことについてはそちらの条例で謳（うた）っていくという形になりますので、その点は問題ございません。

あと、市民会館の扱いについてですが、市民会館は他の公民館と違って大ホールがあったり、一公民館の機能だけではなかったため、今までの条例の中でも地方自治法の規定と併せて規定づけていました。今後、施設管理が交流センター条例で規定される事で地方自治法の公の施設としての規定の部分は、公民館条例からは抜けるわけです。それに伴って「市民会館」の名称自体は社会教育法の中で規定するものがないため、「市民会館」という名称はそういう名称の公民館として、公民館条例の中で引き続き、ほかの公民館とともに位置付けされるという事です。

つまり市民会館は新しい公民館条例の中で、公民館としての機能を持つといった位置付けで、社会教育事業もできるという整理になっております。説明がうまくいかずに申し訳ないですが、ご理解いただければと思います。

齋藤委員長

篠原副委員長の質問の中で、条例の改正内容が一部改正になっていますが、いままでの条例は市民会館と公民館が「並びに」で接続された条例の題名となっているものが、改正後は市民会館という名称が題名から無くなってしまっているため、一部改正ではなくて条例の新規制定になるのではないかと、もう一つは現行の公民館条例の各条文から「市民会館」の名称が削除されおり、施設管理は交流センター条例で規定するということで、公民館条例と2本立てになるので、一部改正ではちょっと無理があるという話であったと思うのですが、その辺は法規担当の方も納得・了承はしているということでしょうか。

生方部長

改正の手法というのはいくつかありまして、確かにおっしゃられたようにだいぶ大きな改正ですので全部改正という形の手法も取れます。また、交流センター条例が制定されますのでその附則の中で改正を行う等、いろいろ手法はありますが、その中で教育委員会側の考え方として、今の現行の条例が、施設管理の部分と公民館としての機能の部分の両方を備えた性質の条例であったこと、そのうちの施設管理だけを交流センター条例に移すという解釈の下で一部改正という形態をとらせていただいております。それ自体については、先ほども申しましたが、色々な手法がある中で法規担当とも確認を取りながら、今回の形で条例改正を進めさせていただいたということでご理解をいただければと思います。

齋藤委員長

ちょっと聞いただけだと、条例の名称が変わってしまうので一部改正ではないのかなというような誤解を与えてしまうような部分もございますので、その辺は何かありましたら、ご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。その他にご質問等がありますか。

それでは質問等がないようですので、報告（１）につきましては終わりとさせていただきます。

次に報告（２）令和６年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の取組み状況についてであります。内容は本資料の３５ページから３６ページ及び本日追加配布されました参考資料のとおりでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

（本資料３５ページから３６ページ及び追加参考資料に基づき、三沢市民会館副主幹が説明。）

齋藤委員長

報告（２）の件について、委員の皆様からご質問等があればお受けいたします。

無いようですので、次に報告（３）市民会館・公民館事業の実施状況についてであります。内容は資料の３７ページから３８ページでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

（本資料３７ページから３８ページまでに基づき、大田市民会館館長、多賀平川公民館顧問、地引長浦公民館顧問、平賀根形公民館顧問、鹿嶋平岡公民館館長

が説明。)

齋藤委員長

報告(3)の件について、委員の皆様からご質問等があればお受けいたします。
無いようですので、報告(3)につきましては終了いたします。

最後にその他に入ります。事務局、何かありますか。

事務局

(三沢市民会館副主幹から次回の公民館運営審議会の日時等を説明。)

齋藤委員長

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。審議お疲れ様でした。

午後4時32分 閉会

令和5年度第4回袖ヶ浦市公民館運営審議会

日時：令和5年12月21日（木）

午後3時～午後5時

場所：市民会館3階中ホール

次 第

1 開会のことば

2 委員長あいさつ

3 教育部長あいさつ

4 議題

（1）市民会館・公民館まつりの実施結果について

5 報告

（1）袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

（2）令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の取組み状況について

（3）市民会館・公民館事業の実施状況について

6 閉会のことば

第25期袖ヶ浦市公民館運営審議会委員名簿(令和5年度)

No.		氏名	選出区分	備考
1	委員	庄司 光利	学校教育 小中学校長会代表	1期目
2	委員	土師 宏美	社会教育 文化協会代表	1期目
3	委員	田中 輝博	社会教育 子ども会育成会連絡協 議会代表	4期目
4	委員	早川 敦	社会教育 音楽協会代表	4期目
5	委員	福原 孝彦	社会教育 スポーツ協会代表	1期目
6	委員	齋藤 隆彦	家庭教育	4期目
7	委員	大熊 弘子	家庭教育	1期目
8	委員	片寄 礼子	学識経験者	4期目
9	委員	篠原 和行	学識経験者	2期目
10	委員	前田 元子	学識経験者	2期目
11	委員	石井 喜三江	学識経験者	2期目
12	委員	鈴木 美恵子	学識経験者	1期目

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

4 議題 (1)市民会館・公民館まつりの実施結果について

第36回市民会館まつり実施報告書

開催日: 令和5年11月4日(土)・5日(日)

会 場: 市民会館

来館者: 4,344人(1日目 2,641人、2日目 1,703人)

【展示の部】

No.	展 示 名	出品数等	備 考
1	子ども作品展	147点	昭和小学校 60点 奈良輪小学校 56点 昭和中学校 21点 袖ヶ浦高校 10点
			福王台保育所 113点 認定こども園まりん 58点 大空保育園 74点 ユーカリ保育園 45点 スクルドエンジェル保育園神納園 77点 スクルドエンジェル保育園望海園 82点 昭和小学校 88点 奈良輪小学校 96点
2	書道・短歌・俳句展	52点	袖書会 16点 翠書会 10点 さわらび短歌会 13点 袖ヶ浦俳壇 13点
3	ブラジル展	50点 6面	ブラジルの紹介動画、代表的な料理やポルトガル語の紹介掲示、姉妹都市イタジャイ市との交流報告、物産品等展示、コーヒー提供
4	主催事業紹介展等	7面	市民会館 6面 消防予防課 1面
5	団体活動展示	50点 13面	子ども一ぶ袖ヶ浦 1面 こども館・ファミリーサポートセンター 2面 椎の森里山会 50点 10面
合 計		932点 26面	

【催し物の部】

No.	催し物名	販売・参加者数等実績	備考
1	おまつり広場等	2,295個	綿あめ、かき氷 1,212個 焼きそば 626個 ラムネ 100本
		100本	牛乳寒天 40個
		78杯	汁粉 78杯 野菜 417個
		1,718人	緑日コーナー 732人 軽スポーツ(けん玉・アックススロー等) 500人 竹とんぼづくり・販売 44人 バスの乗り方教室 42人 消防ブース 400人
		2,658kg	古紙回収 2,430kg ペットボトルキャップ回収 48kg 使用済小型家電回収 180kg
2	子どもの広場	580人	木の実・葉っぱ工作等 280人 紙コップ遊び等 300人
3	音楽の広場	1,256人	奈良輪小学校 275人 昭和小学校 330人 袖ヶ浦市ジュニアオーケストラ 152人 袖ヶ浦高校吹奏楽部 178人 ドレミハーモニカクラブ 42人 袖ヶ浦フォークダンス白ゆり 45人 アロハリリーズ 80人 メレラナ・フラ・スタジオ 98人 サークルすずらん 56人
4	中ホール棟	1,120人	お茶会 80人 ヨガ体験 2人 将棋対局 58人 折り紙講習会 40人 紙コップ工作講習会 32人 アートバルーン講習会 89人 親子で簡単工作 148人 読み聞かせ 87人 ガウラの古着屋さん 304人 ブラジル展 260人 ダンスフェスティバル 20人
合計		2,295個	飲食物等の販売実績
		100本	
		78杯	
		4,674人	
		2,658kg	古紙・ペットボトル・使用済小型家電の回収重量実績

チラシ配布協力団体延べ団体・人数 12団体・28人

・太極拳同好会	1人	・椎の森里山会	2人
・Teneroオカリナ	2人	・レクリエーション協会	2人
・女性合唱団カリヨン	1人	・カントリーダン袖ヶ浦	1人
・翠書会	2人	・着付け教室あやめ	2人
・アロハリリーズ	2人	・袖書会	1人
・サークルすずらん	2人	・社会教育推進員	10人

第36回市民会館まつり反省事項

	実行委員の意見等
共通事項	・2日目の消防車見学を楽しみに家族で行ったのですが、あいにく既に終了してしまったようで写真を取ることができませんでした。終了時間が決まっていたのであればチラシなどに明記しておいていただくと子どもを連れていく目安になりますのでご検討いただくと幸いです。 ・当日配布された館内案内図で2階フリースペースと2階ホワイエがつながっているように見えてわかりづらかったです。 ・市民会館駐車場及び市営球場駐車場が満車となった後、旧職員住宅駐車場への交通誘導員の配置が遅く、現場は混乱していた。交通誘導員の配置や満車後の対応について、見直しや再確認をお願いしたいです。
展示の部	・らせん階段に人が渋滞していて、3階の書道等のコーナーが閑散としていたため、渋滞防止策を工夫し、3階への誘導も必要と思います。なお、書道の子どもの作品はホワイエに集約し、他の工作などの作品と一緒に鑑賞できればと思います。 ・大ホールホワイエ2階ホワイエに昭和小・奈良輪小の子どもの作品展示は明るくて見やすかったと思います。今、学校ではこのような作品作りをしているんだとわかって良かったです。
催し物の部 (おまつり広場)	・全体的に模擬店が少なく、2日目に焼きそばがなくて残念でした。また、キッチンカーは良かったものの、子どもが買える値段での模擬店がもっとほしいです。 ・模擬店の商品の出来上りを放送にて来客に知らせることができると良いなと思いました。 ・竹とんぼ等今のお子さんが知らない昔の手作りおもちゃを体験できる場は少ないと思うので、お年寄りとのふれあいの場にもなりますし、とても良い取り組みだと思います。 ・外の食事スペースは2張は良かったです。ただし、レクゲームの場所が思ったより狭く、会場の広さに合わせてゲームを考えました。
催し物の部 (音楽の広場)	・大ホールでの発表中はホワイエに音を流せると、来館者が興味を持って観客として呼び込めるのではないかと思います。 ・今回も初日と2日目の来場者数にかなり差があったのでプログラムの内容の再考が必要かと思っています。出演団体の検討が必要がある。 ・大ホールの出演日程や時間がもう少し早く周知できると良いと思います。
催し物の部 (中ホール棟)	・講習会や子どもの広場では、工作などで同じようなものがあり、優劣が出来てしまうということに残念さを感じました。事前に内容が被らないように調整がしてほしい。 ・ガウラの古着屋さんはTVでも見ましたが、素晴らしい取り組みだと思います。 ・久しぶりのお茶会でたくさんの方々にお越しただけて良かったです。以前よりも茶道に関心を持っている方も多くなり、飲み方の作法など聞く方も増えました。和菓子がいつものお店で調達できず残念でした。

総括(良かった点、改善すべき点など)
【良かった点】 ・ロビーに案内板を設置するとともに、公式ガイドチラシ(アンケート付)を配布することで、来館者に丁寧なご案内をすることができたと思います。 ・まつりのオープニングで市民会館利用者にご出演いただき、日頃の練習の成果を発表していただくとともに、華やかなオープニングになったのではないかと思います。 ・あじの会による模擬店、茶道サークル「憩」によるお茶会、袖ヶ浦ダンスサークルと袖ヶ浦市ダンス愛好会によるダンスフェスティバルがコロナ前から4年ぶりに復活して盛況であったことや、新しくヨガ体験を組み入れるなど、各サークル団体等の活発化に繋げるきっかけ作りが出来たことは良かったと思います。 【改善すべき点】 ・案内板やチラシに一部曖昧な表現があったことにより、目的のものが見れなかったり、参加できなかったという方がいらしたため、実施時間が決定しているものは掲載したいと思います。 ・書道等の展示場所や大ホール発表のプログラムを第1回実行委員会議後などに該当団体から希望を伺い、早めに調整が図れるとその後のチラシ作成や周知がスムーズに行くと思います。 ・模擬店メニューは当日調理で提供できるものを基本としますが、お子さんだけで来てくれた場合に手軽でお求めやすい模擬店を増やしたいので、各団体に呼びかけを行っていききたいと思います。 ・市民会館及び市営球場の駐車場が満車となった後、旧職員住宅駐車場への交通誘導員の配置が遅く、現場を混乱させてしまったので、交通誘導員の配置や満車後の対応について、事前にしっかり打合せを行い、共通認識を持って誘導にあたれるようにしていきたいと思います。 【総括】 ・全体としては前回は上回る方々に来館いただき、大きなトラブルやけが人等を出すこともなく、無事終了されたことが一番だと思っています。その中で前回の反省を生かした点や改善をすべき点を整理し、また次回につなげていきたいと思っています。市民会館まつりがサークル団体等はもとより、地域住民により一層お越しいただけるよう、事務局と参加団体が一体となって取り組んでいけるよう、日常の関係作りから大切にしていきたいと思っています。

第35回平川公民館まつり実施報告書

開催日: 令和5年11月18日(土)・19日(日)

会 場: 平川公民館

来館者: 2,574人(1日目 857人、2日目 1,717人)

【展示の部】

No.	展 示 名		出品数等	備 考	
1	1階多目的室	トールペイント	119点	トールペイント平川	54点
		短歌		さわらび短歌会	13点
		書道		平川書道サークル	14点
		和風		伝統工芸保存会	8点
		活動紹介		NPO法人たけのこ	2点
		書道		一般	8点
		写真		一般	6点
		折紙		一般	14点
2	2階視聴覚室	子ども作品展	236点	吉野田保育所	56点
				中川幼稚園	55点
				中川小学校	48点
				平川中学校	75点
				こども館・ファミリーサポートセンター	2点
3	ロビー等	活動紹介	5面	中富ふれすぽクラブ	1面
		活動紹介		平川公民館(壁・パネル等)	4面
合 計			360点		

【催し物の部】

No.	催し物名	販売・参加者数等実績	備考
1	おまつり広場	4,948個	JA君津袖ヶ浦女性部(太巻きずし、野菜販売、加工品販売)
			285個
			どんどんやきそばつるおか(焼きそば、いか焼き他)
			1,600個
			青少年相談員(フランクフルト、綿あめ、焼き鳥他)
			1,668個
			袖ヶ浦商工会女性部(スーパーボールすくい、チョコバナナ、糸引きあめ、輪投げ)
			600個
			ツバッキ(タピオカドリンク、アイス、井物、アメリカンドッグ、から揚げ他)
			195個
			八天堂きさらづ(くりむパン)
			171個
			垂Lo波(わらび餅ドリンク)
			269個
			シルバー人材派遣センター(花ポット)
			160個
2	喫茶コーナー	162個	社会教育推進員(ケーキ、飲み物)
3	芸能発表会	102人	平川ハワイアンフラサークル
			12人
			あじさいカラオケ
			3人
			養生功倶楽部
			7人
			なかよし歌仲間
			4人
			すずらんの会
			4人
			コスモスダンスサークル
			8人
			中川小学校合唱部
			64人
4	演奏発表	10人	蔵波台ギターアンサンブル
5	演奏発表	96人	袖ヶ浦市ジュニアオーケストラ
6	演奏発表	6人	NPO法人ひこうき雲
7	体験会	584人	吹き矢
			97人
			大道芸
			112人
			ポッチャ・モルック
			55人
			作って遊ぼう!簡単おもちゃ
			24人
			フワフワガウラ
			296人
8	講習会	100人	凧作り講習会
			10人
			きらきらペットボトルドームづくり講習会
			44人
			DIY講習会
			21人
			化石発掘体験講習会
			25人
9	シャボン玉作り	50人	井上社会教育推進員
10	えほんのひろば	19人	平川図書館
11	囲碁大会	12人	平川囲碁同好会
12	健康体力測定会	145人	袖ヶ浦市高齢者支援課
13	無料マッサージコーナー	165人	イトー鍼灸整骨院
14	消防車両展示	100人	袖ヶ浦市消防本部
15	木造住宅耐震コーナー	15人	袖ヶ浦市都市整備課
16	キーワードラリー	188人	平川公民館
合計(販売個数)		5,110個	
合計(参加人数)		1,592人	

第35回平川公民館まつり反省事項

	実行委員の意見等
共通事項	・全体的にはお客様が結構多く来てくれたと思う。 ・一斉清掃と重なり少し残念だった。 ・コロナも何とか収まり、人でも戻りつつあり、おまつり広場の賑わいが戻ってきたのは嬉しいことである。一方催し物、展示コーナーでは、年々サークルが減少しておりとても寂しい。各サークルで創意工夫が必要かもしれない。この寂しいと思っていた展示コーナーに今年は「白い紙」をひらひらさせながら子ども達の顔、顔、顔が出たり入ったり。「キーワードラリーの場所はどこ?」「よく探してみて。もうちょっと奥かな?」などと会話もでき、笑顔がたくさん見られた。一緒にお父さん、お母さんもみえて「人の流れ」ができてとても良かったと思う。人が集められるのはやはり子ども達である。催し物に、カルタ取り大会、すごろく等、又、中学生以上が大人共々参加できる百人一首大会があったら面白いかなと思った。 ・片付けに関し、もう少し人数を増やしてほしい。前半、後半に分割するなどの工夫が必要ではないか。 ・会場内に飲食場所があって、特に幼児を連れた家族にはよかった。 ・事故、トラブルがなく良かった。楽しめた。 ・陽も当たらないので、受付が寒かった。足元に電気ストーブくらい置いてほしかった。 ・芸能発表会時、体育室の観客が少なかった。飲食スペースには沢山人がいたので、体育室の後ろに飲食スペースを作れたらよかったのではないかな。又、各サークルの発表前に、体育室内外にお誘いの放送があったらもう少し集まるのではと思った。
展示の部	・展示の仕方なども素晴らしいと思った。沢山の作品を出展してくださった方々にも、素晴らしい作品をありがとうございました。 ・準備、片付けが大変だったと思うが、多目的室も土足で入れるようになっていたのは良かった。 ・毎年セロテープ等の材料を用意してもらい、ありがたい。 ・ギャラリートークがあってもよい。
催し物(おまつり広場)の部	・喫茶コーナーは、ケーキのみの購入希望が思ったよりもいたので、数を増やしても良いと思う。午後のみの販売で、待ってくれていた方もいたのは、午後の集客につながったと思うが、午前も時間を限定して販売すると良いと思った。 ・食べ物の販売は、集客力があると思うので、出店を増やしても良いのでは。 ・焼き鳥とフランクフルトが安くてよかった。
催し物(芸能発表等)の部	・「作って遊ぼう! 簡単おもちゃ」のビー玉の入った回転物は面白がって結構小学生が楽しんでくれたが、実施場所(体育室の割り当て場所)が広すぎた。 ・久しぶりに小学生の合唱を聞くことができ、とてもよかった。 ・小学生の発表の次の出演だったため、観客が大勢帰ってしまい、寂しい中での発表になってしまったことが残念だった。 ・2日目14:30からのひこうき雲のバンド演奏を見ている人が少ないようでもったいないと思った。その時間だと帰られる人も多かったし、まつり終了間近だったので、最後の買い物をしている人がいたり、会場の方には、人が集まらない感じだった。聞こえてきた曲はとても上手だった。(買い物中の人も聞いてもらえるよう、外にもスピーカーを設けていた。)
催し物(講習会)の部	・ペットボトルドームは大変好評だった。取り上げたテーマが良かったのだと思う。 ・手伝いをした化石発掘体験は、始まる前から子ども達が並び出して、終了間近には、ほぼキットがなくなるという人気があるイベントだったと思う。講師のおかげで準備や体験中もスムーズに進められた。子ども達も楽しそうに体験していたように見えた。 ・凧作りは参加者が少なくて残念だったが、チーバくんの絵は使用許可が必要である等勉強になった。
総括(良かった点、改善すべき点など)	
・キーワードラリーは初めて行ったが、まつり各所に立ち寄るきっかけや、公民館のことを知るきっかけにもなり、良い試みだった。 ・芸能発表会は、プログラム記載時間より早く進んでしまい、各グループで来場を案内していた知り合い等が来る頃には始まってしまっていたということがあったので、プログラムは、早めの時間を記載しておきたい。 ・観客の確保は、各サークル(特に出演団体)会員にも協力してもらい、周知に取り組んでもらう必要があると感じた。(公民館で早めにまつりや芸能発表会の案内を作成しておきたい。) ・1日目が強風のため、おまつり広場の模擬店を体育室前に設置したが、体育室の南側のドアをふさぐ形となってしまう、体育室での催しがわかりづらく、入室しづらい等の弊害が出た。気象により模擬店を館内に移したことは適正だったが、こまめに催しの案内アナウンスを行う等、対応を検討したい。 ・公民館まつりは、模擬店や体験会、講習会等を担う団体や、ステージや展示での発表団体も減少傾向にあるが、関係団体に過度な負担なく、引き続き公民館活動をPRし、活動成果を地域に発表、還元いただける、地域で楽しめる催しであり続けなければならないので、ご意見うかがいながら工夫をしていきたい。	

第36回長浦公民館まつり実施報告書

開催日：令和5年11月18日（土）・19日（日）

会 場：長浦公民館

来館者：5,379人

（1日目 2,204人、2日目 3,175人）

【展示の部】

場 所		展 示 内 容	
1 階	交流ロビー	袖ヶ浦市民が望む政策研究会	6点
		団体紹介 ファミリーサポートセンター・子ども館	2点
	多目的室	絵画サークル悠彩・悠彩2	37点
		絵画サークル心美	9点
		チャイルド・アート・サークル	10点
		押花額絵サークル	54点
		木遊会	46点
		長浦硬筆習字サークル	12点
		家庭倫理の会袖ヶ浦支部	20点
2 階	展示ホール	長浦書友会	26点
		袖ヶ浦俳壇	13点
	研修室1・2	子ども作品展	416点
		久保田保育所	25点
		蔵波台さつき幼稚園	75点
		袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	49点
		長浦小学校	42点
		蔵波小学校	106点
		長浦中学校	30点
		蔵波中学校	29点
		槇の実特別支援学校	60点
	会議室2	パッチワークはぎれクラブ	113点
		千葉友の会	7点
	廊下	長浦公民館主催事業展示	5点
合計			776点

【催し物の部】

場 所		催 し 物 名	参加者数等	備 考
屋外	前庭広場	模擬店	50人 4,852個	【18日】 ガールスカウト第87団（日用品バザー）50人 青少年相談員長浦支部（揚げパン）564個 【19日】 日常生活支援そでふれ（バザー）195個 NAGAX（みそ田楽、飲み物、くじ）749個 社会教育推進員（フランクフルト、ジュース）539本 地域デビュー講座（綿あめ）188本 【両日】 社会教育推進員（スーパーボールすくい）1029個 序の口、袖ヶ浦ミャンマー友好会（サモサ、焼きそば、カレー）400個 ゆりの里（まつり寿司、豚汁、果物販売）1,188個
		オープニングゲスト（代宿太鼓保存会）	100人	
		消防車両展示	200人	
		チョイソコがうら登録会	100人	
		シティプロモーション動画撮影	130人	
1階	多目的ホール	サークル発表会	500人	
		長浦中吹奏楽部演奏会	130人	
		蔵波中音楽部演奏会	150人	
		姉崎高校ダンス部ダンスパフォーマンス	200人	
		一緒にジャンボリミッキーを踊ろう！	200人	
		ちびっこ広場	150人	
	ロビー	ネイチャークラフト	101人	
		活動紹介動画上映	120人	
		型抜き	252個	
		菓子工房リアン	637個	
		オレンジカフェ	122個	
		推進員カフェ	307個	
2階	和室	救急救命体験	30人	
3階 おかのうえ図書館	3階視聴覚室	ミニコンサート	306人	がうら邦楽合奏団、長浦ジュニアお琴・尺八教室「ひまわり」、長浦マンドリンアンサンブル、コールわかば、袖ヶ浦混声合唱団、蔵波台ギターアンサンブル
合 計			2,467人 6,170個	

第36回長浦公民館まつり反省事項

実行委員会議での意見等

展 示	・今回は長浦公民館だけだったが、ほかの公民館でも展示がしたい。 ・サークル作品展、子ども作品展 感動した。
発 表	・公民館を会場に有志で活動している同好会だが、発表部門への参加は可能か。登録サークルでないとだめなのか。 ・（おかのうえ図書館視聴覚室の）ミニコンサートにおいて、照明が暗く、譜面が良く見えなかった。部屋の照明だけでは暗いので、別の照明を用意できないか。 ・サークル発表会を司会2人で取り仕切るのは難しい。今年は手伝いが3名来てくれたが、来年度は考えてほしい。
模 擬 店	・ほかの公民館ではキッチンカーが出ていたが、長浦は可能か。 ・お菓子とコーヒーが隣あって売っていたのは良かった。 ・午後2時まで食べ物販売があれば良い、という言葉をよく聞いた。 ・食べ物系の種類がもっとあるといいと思う。
運 営	・受付を担当したが、全体を把握できる人間がその場に欲しい。 ・サークル発表会のプログラムを誰も手に取らなかったで、受付で配布した方が良い。
共 通 事 項	・公民館登録サークルは多いと思うが、参加サークルは少ないように思えた。模擬店も量が少ないようであった。 ・自分が担当したところだけで、他のところを見ることができなかった。とても残念だった。途中で展示物等見ることができるようなスタッフ配置が必要かと思う。しかしどれもとてもすてきだったと聞いた。よい文化祭（まつり）でよかったなと思う。 ・地域の方々の発表の場があり、良いお祭りだと思っている。年配の方だけではなく、幼稚園～小学生の展示、中学生は演奏、また高校生のダンス参加があり、幅広い年齢の方が参加され楽しめた。若手のボランティアさんが増えて、地域が活性化されるような気持ちになった。これからは沢山増えたとよい。

総括（良かった点、改善すべき点など）

（良かった点）

- ・模擬店において、飲食物の販売個数を増加してもらった結果、昨年度は昼前に売り切れていた状況を改善できた。
- ・登録サークルに準備、当日運営、片付けのボランティアを依頼し、展示・発表には関わらないサークルに参加をしてもらえた。
- ・地域デビュー講座生の参加により、幅広い年代が関わる公民館まつりが実施できた。

（改善すべき点）

- ・キッチンカーの出店を希望する声も聞かるため、検討を要する。
- ・サークル発表会のプログラム作成が遅れ、周知が遅くなった。
- ・サークル発表会において、司会の負担が大きいためスタッフ配置数を含めた改善を要する。

第37回 根形公民館まつり実施報告書

開催日: 令和5年11月4日(土)、5日(日)

会 場: 根形公民館

来場者数: 2, 222人

(11/4日 1, 189人 11/5日 1, 033人)

【展示の部】

No.	会 場		展 示 名	出品 点数	内 容 (団 体 名 等)			
1	1 階	ロビー	子ども作品展	105点	花まる絵画教室			15
					根形保育所	54	根形小学校 (絵画)	36
2			篠笛展示	10点	篠笛の会			10
3			ファミリーサポートセンター紹介	2点	ファミリーサポートセンター			2
4			国際交流協会紹介	1点	国際交流協会			1
5	2 階	廊下	子ども作品展	148点	根形小学校 (書道・硬筆)	36	根形中学校 (工作、調べる学習)	112
6			和風展示	24点	袖ヶ浦市和風保存会			24
7			ミニチュア作品展示	1点	袖ヶ浦市シニアクラブ			1
8		視聴覚室	陶芸作品展	275点	陶芸サークル陶	16	陶芸サークル窯	22
					陶芸サークル 彩の会	22	陶芸サークル 土楽	31
					陶芸サークル釉	24	陶芸サークル形	45
					陶芸サークル 垂々土	10	陶芸サークル 陶楽	33
					陶芸サークル椿	19	陶芸教室	34
					陶芸サークル 土喜	19		
9		写真展	16点	写団上総			16	
10		生け花展	5点	生け花サークル優華会			5	
11		書道作品展	19点	根形書友会	5	望陀書友会	14	
12		会議室	子ども絵画教室作品展	23点	子ども絵画教室			23
13	講義 研修室	成人絵画作品展	69点	成人絵画教室	18	快心	8	
				サークル悠	9	イーゼル	15	
				サークル遊心	8	パレット	11	
合 計				698点	昨年度 559 点			139点増

【催し物の部】

No.	催 し 物 名	参加者数等	備 考			
1	おまつり広場	153人	青少年相談員	37人	販売数	2,000
			子ども会	17人		345
			ふる里学舎	6人		1,390
			ゆりの里	10人		530
			地区社会福祉協議会	15人		500
			根形直売会	3人		242
			野菜販売	1人		70
			NESPO	10人		300
			あすみ堂	4人		120
			陶芸バザー	50人		420
2	まつり来館者	1,718人	4日：840人、5日：833人 公民館受付スタッフ 16名 ニコニコ教室29名			1,718人
3	出会いの広場	8人	飲み物	販売数	256	
4	家族でトライ	40人	参加者数（スタッフ含む）			40人
5	芸能音楽発表会	227人	出演者数（10団体）			227人
6	油絵体験会	18人	講師：伊藤 景子（成人絵画教室講師）			18人
7	親子陶芸教室	26人	講師：陶芸サークル陶			26人
8	講習会「風づくり」	70人	講師：袖ヶ浦市風保存会			70人
9	講習会「米粉パン・ピザ作り」	20人	講師：袖の花			20人
10	テニス教室	70人	講師：NESUPO			70人
11	講習会「木工・石膏手形」	65人	講師：千葉土建かずさ支部			65人
12	オープニング（ジュニアお琴「もみじ」）	1人	音楽発表			1人
13	エンディング（根形中学校吹奏楽部）	18人	吹奏楽発表			18人
14	音楽発表（袖ヶ浦高校音楽部）	15人	吹奏楽発表			15人
15	伊藤鍼灸院	3人	スタッフ			3人
16	袖ヶ浦市消防本部啓発	8人	消防車展示、広報物資配布			8人
17	シルバー人材センター	4人	啓発物資配布等			4人
18	図書室	77人	リサイクル市・読み聞かせ（スタッフ含む）			77人
合 計		2,541人				

第37回根形公民館まつり反省事項

	実行委員会議での意見等
共通事項	・コロナ対策等は撤廃し、昨年度行っていた正面入り口での検温や来場者名簿の記載については、行わなかった。 ・来場者の集計に関しては、多目的広場の駐車場にて受付を設置し、運動系サークルの協力を得てカウントした結果、例年よりも正確な数値を把握することができた。
展示の部	・「篠笛の会」、「国際交流協会」、「袖ヶ浦シニアクラブ」が新たに参加したことや、根形中学校の展示作品などが増え、全体の作品点数は増加することができた。 ・視聴覚室は土足禁止としたが、下足が散乱することはなく、来館者も熱心に各作品を鑑賞していた。
(おまつり広場の催し物の部)	・野外ステージでは、昨年度の事故(ケガ)を踏まえて、最上段に三角コーン等を設置して注意喚起を行い、事故等なく安全に開催することができた。 ・土曜日と日曜日の参加団体の変化により大きくレイアウトが変わってしまう箇所もあったため、模擬店の設置箇所については注意したい。 ・事前に提出されたイス・テーブル数よりも多く使用する事例もあり、必要備品を正確に把握したい。
催し物の部(講習会他)	・一部募集定員を満たなかった講習会があったが、昨年よりも協力団体が多く、様々な体験会を開催することができた。 ・整体体験や救命講習など、新たに団体が加わった結果、土・日両日とも館内企画を充実させることができた。

総括(良かった点、改善すべき点など)
令和元年度以来、コロナウイルス蔓延対策の無い開催を行うことができた。中庭の休憩スペースについては昨年同様継続をしたが、入口での検温や個人情報の聞き取り等は撤廃することができ、天候にも恵まれた結果、昨年以上の来館受付数となった。 芸能音楽発表会や各団体の展示品等を見に来館する市民も多く、公民館まつりの趣旨である各団体の学習成果の発表機会や地域の交流の場を作ることができた。 来年度の改善点としては、チラシや会場案内図を改善し、来場者が把握しやすいよう工夫したい。

第16回平岡公民館文化・スポーツまつり 実施報告書

開催日: 令和5年11月3日(金・祝)・4日(土)・5日(日)

会 場: 平岡公民館

来館者: 1,630人 (1日目 53人、2日目 907人、3日目 670人)

【展示の部】

※1日目はグラウンドゴルフ大会を開催

No.	会 場		展示名	出品点数	備 考	
1	1 階	正面玄関	ウェルカムアート作品展示	2	社会教育推進員(切り絵)	
2		ロビー	サークル紹介	15	掲示物	
3			名幸ヶ丘の会活動紹介	1	掲示物	
4			いきいきサポート活動紹介	5	掲示物	
5			風展	8	伝統工芸保存会	
6	2 階	通路	平岡公民館主催講座紹介	7	掲示物	
7		会議室	手工芸	142	リメイク工房	92
					古里の仲間たち	50
8			絵画	10	絵画同好会彩友	
9			絵画・工作	71	柊の郷	
10		研修室	子ども作品展	197	平川保育所(絵画・工作)	66
					平岡小学校(絵画・工作)	49
					平岡小学校(書写)	49
					平岡放課後児童クラブ(絵画・工作)	33
11			書道	2	一般	
12			油絵	2		
13			薪アート	1		
合 計				463	(令和4年度449点)	

【催し物の部】

No.	開催日	催し物名	販売・参加者数等実績	備 考
1	11/4・5	おまつり広場	販売個数 2,791個 参加者数 1,224人	泉会(焼きそば) 515個 青少年相談員平岡支部(フランクフルト) 880本 青少年相談員平岡支部(ポップコーン) 166個 平川元気ネットワーク(焼き鳥) 750本 JAきみつ(太巻き寿司、農産物加工品) 332個 柊の郷(野菜他) 148個 ガウラネットワーク(ふわふわガウラ) 489人 平川元気ネットワーク(射的) 280人 青少年相談員平岡支部(投げ斧) 130人 木更津警察署(移動交番・11/4) 100人 イトー鍼灸整骨院(無料マッサージ・11/4) 75人 消防本部予防課(消防車展示・11/5) 150人
2		駄菓子販売	302個	社会教育推進員(駄菓子の詰め合わせ) 302個
3		サークル作品販売	95点	リメイク工房(洋服等販売) 95点
4	11/4	オープニングセレモニー	延べ約360人	袖ヶ浦交響楽団コンサート、平川保育所ダンス、平岡小学校合唱、平川中学校吹奏学部演奏
5		ガウラ&ソデリーフフォトショット	132人	着ぐるみとの写真撮影コーナー(社会教育推進員)
6		芸能・サークル発表会&体験会	来場者数 延べ約320人 体験会実施:4サークル	カナリアンズ、桂舟会、すずらんの会、童謡を歌う会 さくらんぼ、袖ヶ浦鼓蝶会、ひらおかモチーフ、ダンスサークルジョイ
7		絵本の読み聞かせ	32人	中央図書館職員
8		子ども工作教室	73人	指導者:住友化学(株)千葉工場 制作物「浮沈子他」
9		人形劇	20人	人形劇団とんとん 演目「こすずめのぼうけん」
10		手芸体験	22人	指導者:リメイク工房 制作物「動物の小物入れ」
11		樹脂粘土体験	9人	指導者:古里 よし子 制作物「テディベアの置物」
12	11/5	野里ばやし	58人	野里ばやし太鼓保存会
13		上泉子ども太鼓	65人	上泉子ども会
14		袖ヶ浦高校新体操部演舞&体操教室	演舞鑑賞 120人 体操教室参加者 20人	袖ヶ浦高校新体操部
15		おもちゃ病院	来客数 8人 おもちゃ修理 10件	おもちゃの修理ボランティア(おもちゃ病院袖ヶ浦)
16		トショロのまちがいさがし	73人	平岡公民館図書室職員
17		救命講習会	58人	指導者:平川消防署
18		アロマワックスサシェ	18人	指導者:伊藤 慶子
19		体力測定会	98人	高齢者支援課
20	11/4・5	キッズコーナー	150人	シャボン玉遊び
21		ビンゴ大会	83人	社会教育推進員
22		キーワードクイズ	322人	館内5箇所で開催、正解者にプレゼントを贈呈
販売個数合計			3,188個	
来場・参加者数合計			3,265人	

【スポーツの部】

No.	開催日	催し物名	参加者数	備 考
1	11/3	グラウンドゴルフ	38人	名幸ヶ丘ふれあいクラブ
1	11/4・5	モルック	104人	名幸ヶ丘ふれあいクラブ
3	11/4	友遊ボール体験	35人	野里ワイズウルフ
4	11/5	サッカー体験	64人	平川SC
5		ポッチャ	67人	名幸ヶ丘ふれあいクラブ
合 計			308人	

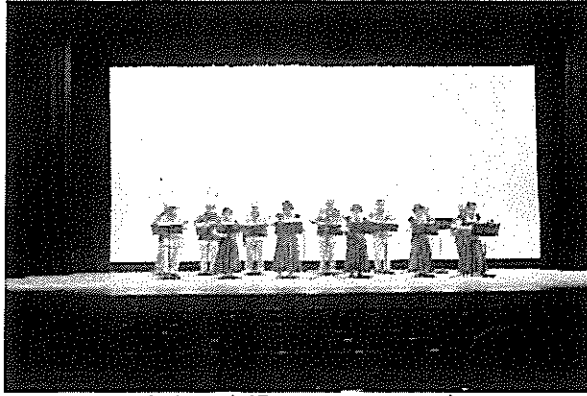
来館者数	1,630人	内訳 11/3 53人、11/4 907人、11/5 670人
------	--------	---------------------------------

第16回平岡公民館文化・スポーツまつり反省事項

	実行委員会議での意見等
共通事項	・前回よりも来館者数が増え、人出も多く活気に満ちていた。 ・随時、イベント開始前に館内放送が入り、来場者にとってとてもわかりやすかった。 ・前回はグラウンドゴルフ大会を別会場(平岡小学校グラウンド)で開催したが、今回はメインイベントの前日に公民館で開催することで、芝生でプレイすることができ、かつ駐車場の確保することができた。 ・西門での来館者数のカウントがうまくできなかった(担当者の引継ぎがうまくいかなかった、フィルムを貼っている車の乗車人数の確認ができなかった等)。
展示の部	・前回の懸念事項(見るためのスペースの確保等)が改善されていてよかった。 ・2階通路に公民館の主催講座の展示をしてあったが、場所が薄暗く、足を止めて見てくれる人がいなかったのではないかな。
(おまつり広場) 催し物の部	・前回と比較すると、模擬店の店舗数(2店舗)及び販売品目を増やすことができた。また、新たなイベント(無料マッサージコーナー)なども実施していただき、バラエティにとんだ模擬店を開催することができた。 ・子供向けのイベント(フワフワガウラ、ガウラ&ソデリーフォトショット、消防車の展示コーナー等)では、前回よりも参加者が30%以上増えた。 ・焼きそばは早く売れてしまうので、もう少し販売数を増やしてもらいたい。
催し物の部 (講習会他)	・前回に引き続き、キーワードクイズで全館を回れるように工夫していたのは良かった。景品の種類も増えていて良かった。キーワードの「またきてね」という言葉もとてもうれしかった。 ・袖ヶ浦高校新体操部の演舞は圧巻であった。できれば次回も実施してもらいたい。 ・人形劇とガウラ&ソデリーのフォトショットの時間帯がかぶってしまい、人形劇の観覧者に影響が出てしまった。 ・2日目のロビーが寂しかった。子ども向けの体験活動やワークショップ等があると良い。
発表の部	・サークル発表会の「体験会」では、会場が盛り上がり、参加者、主催者ともに楽しく活動ができた。 ・出演時間が守られていない団体があった。自分たちが発表をしたら終わりではなく、他のサークルの発表も見してほしい。 ・中庭に車を止めて楽器等を搬入してもらったが、すぐ近くを車が進入してくるので危ない。別の場所に駐車スペースを確保した方がよかった。
スポーツの部	・各競技とも大人気で、前回より参加者が多かった(全競技を合わせると、参加者が30%以上増えた)。 ・外で実施している競技について、参加者を増やせるよう、会場に案内地図やポスターなどを掲示した方が良いのではないかな。
総括(良かった点、改善すべき点など)	
【良かった点】 ・今回のコンセプトは「五感を通して、文化・スポーツ・イベントをより一層楽しんでいただく」を掲げ、内容を検討し、様々なイベントを開催した。イベント体験者からは、「一緒に活動することで楽しさが増えた」、「新しい発見や知識が得られた」、「いろいろな人と交流ができた」などの感想をいただいた。「体験」をすることで、より深い感動や喜び、楽しさを味わうことができ、「五感を通して楽しんでいただきたい。」という思いが少しは伝わったように感じている。 ・袖ヶ浦交響楽団や太鼓の演奏等を通し、地域住民に対して芸術や文化にふれる機会を作ることができた。また、芸術生の高い演奏や迫力のある演奏を間近で聞くことにより、音楽の素晴らしさや楽しさ等の感動を与えることができた。 ・袖ヶ浦高校新体操の演舞は、普段見ることができない素晴らしいパフォーマンスを近くで見ることができ、選手の体の動きや息遣いなどを直に感じてもらうことができ、観客に多くの感動を与えた。また、多くの子供たちが新体操に興味を持ち、体操教室に参加していたが、子供たちの「自分もやってみよう」という気持ちが見て取れ、素晴らしい体験の機会となった。 ・まつりがマンネリ化しないよう、新たなイベントとして、地元団体(野里地区及び上泉地区)による太鼓の演奏や、袖ヶ浦高校新体操部による演舞等を行った。また、ワークショップについても4つのうち2つの講座について内容を変更し、新規メニューで実施した。 ・「公民館と地域住民が一体となって楽しまれている様子が伺えた。」「他世代との交流の場に参加することができ、貴重な機会となった。」等の感想をいただき、このまつりを通して、地域住民の交流を促進することができたのではないかと考える。 【改善すべき点】 ・飲食スペースや休憩スペースが少なかったため、次回は増やした方がよい。 ・多目的ひろば(駐車場)からの移動について、歩行者の安全対策が必要である(車の徐行表示、歩行スペースの確保等)。	

市民会館・公民館まつりの実施風景

● 市民会館



音楽の広場(アロハリリース)



おまつり広場(青少年相談員模擬店)

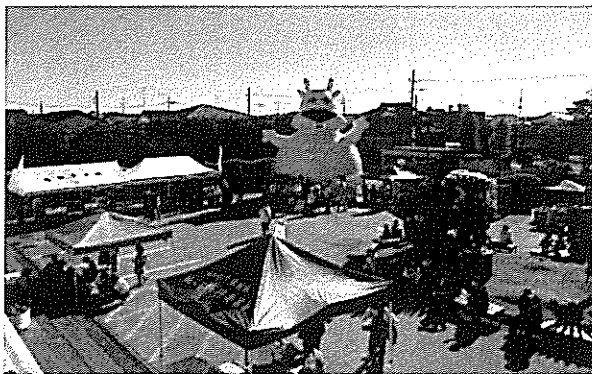


子どもの広場(椎の森里山会工作)

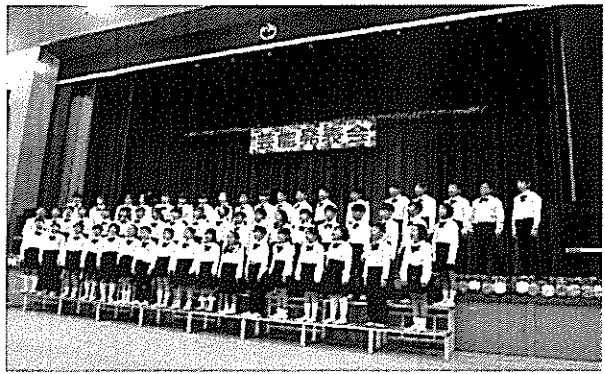


将棋対局(日本将棋連盟袖ヶ浦支部)

● 平川公民館



おまつり広場



芸能発表会



大道芸体験



化石発掘体験講習会

市民会館・公民館まつりの実施風景

● 長浦公民館



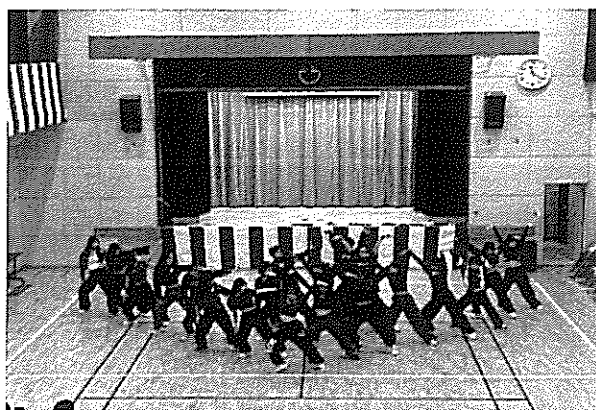
オープニング



模擬店



体験コーナー



姉崎高校ダンス部

● 根形公民館



親子陶芸教室



芸能音楽発表会



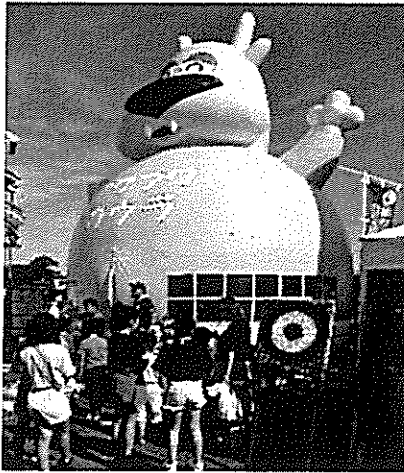
サークル作品展示



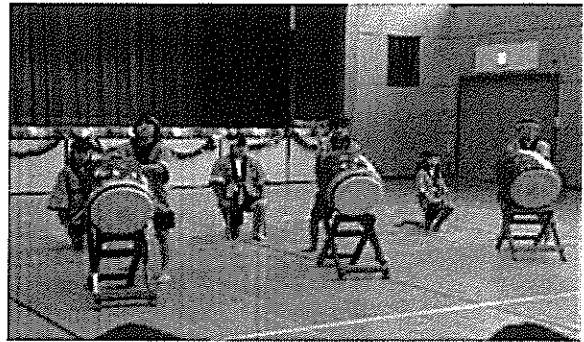
フィナーレ

市民会館・公民館まつりの実施風景

● 平岡公民館



おまつり広場



上泉子ども太鼓



袖ヶ浦高校新体操部体操教室



作品展示及び販売会



ボッチャ

5 報告 (1) 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

議案第2号

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

公民館施設を市民や市民活動団体等がより活用できるよう市長部局に移管するとともに、公民館の事業を引き続き教育委員会で管理・執行するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和 49 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

袖ヶ浦市公民館条例

第 1 条中「並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項」、「並びに市民会館」及び「及び管理」を削る。

第 2 条第 1 項中「向上と福祉」を「振興及び社会福祉」に改め、「並びに市民会館」及び「袖ヶ浦市に」を削り、同条第 2 項中「並びに市民会館」を削る。

第 3 条を削り、第 2 条の 2 を第 3 条とする。

第 6 条から第 19 条までを削る。

第 5 条第 2 項中「社会教育法第 29 条第 2 項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずる」を「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」に改め、同条第 4 項ただし書中「ただし、」の次に「委員が欠けた場合の」を加え、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「及び市民会館」を削り、「その他の職員を置く」を「を置き、その他必要な職員を置くことができる」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（事業）

第 4 条 公民館は、社会教育法第 22 条（第 6 号を除く。）に規定する事業を行う。

2 公民館の事業は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理し、及び執行する。

第 20 条を第 7 条とする。

別表第 1 から別表第 3 までを削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例新旧対照表

改正後	現行
<u>袖ヶ浦市公民館条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項<u>の</u>規定により、公民館<u>の</u>設置等に関する必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の振興及び社会福祉の増進を図るため、公民館<u>を</u>設置する。 2 公民館<u>の</u>名称及び位置は、次のとおりとする。 略 (分館の設置) 第3条 (略) (事業) 第4条 公民館は、社会教育法第22条（第6号を除く。）に規定する事業を行う。 2 公民館の事業は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理し、及び執行する。 (職員)	<u>袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項並びに<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する必要な事項を定めるものとする。</u> (設置) 第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上と福祉の増進を図るため、公民館並びに市民会館を<u>袖ヶ浦市に設置する。</u> 2 公民館並びに市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 略 (分館の設置) 第2条の2 (略) (管理) 第3条 公民館及び市民会館の管理者は、<u>袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。</u> (職員)

第5条 公民館 に、それぞれ館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。 (公民館運営審議会)	第4条 公民館及び市民会館に、それぞれ館長その他の職員を置く。
第6条 (略)	(公民館運営審議会)
2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。	第5条 (略)
3 (略)	2 公民館運営審議会は、社会教育法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。
4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 (略)
5・6 (略)	4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
	5・6 (略)
	(事業)
	第6条 公民館及び市民会館は、社会教育法第22条に規定する事業のほか、公共の福祉増進のための施設の提供に供する事業を行う。
	(使用の許可)
	第7条 公民館並びに市民会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
	2 前項の許可には、公民館及び市民会館の管理上必要な条件を付するこ とができる。
	(使用の制限)
	第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、公民館及び市民会館施設等の使用を許可しないことができる。
	(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
	(2) その使用が公民館及び市民会館の設置の目的に反すると認められ

るとき。

(3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(5) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(使用期間)

第10条 公民館及び市民会館は同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は公民館及び市民会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館及び市民会館を使用

し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(模様替え等)

第12条 使用者が公民館及び市民会館の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき（第9条の規定により使用について制限又は許可の取り消し、若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、公民館及び市民会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第15条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第17条 教育委員会が特に認めるときは、第15条の使用料の額を減額し、又はその使用料の額を免除することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。

(2) 教育委員会が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止したとき。

(3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。
(販売行為等の禁止)

第19条 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第7条 (略)

第20条 (略)

別表第1 (第15条関係)

市民会館

区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
1階		
会議室	340円	370円
研修室	230円	350円
調理実習室	650円	910円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
大ホール (楽	5,740円	8,620円

屋1・2、水 ワイエ等含 む。)	1,720円	2,580円
大ホール（舞 台のみを使用 する場合）		
2階		
会議室1	340円	370円
会議室2	340円	370円
講義室	340円	370円
和室	230円	350円
研修室	650円	910円
3階		
中ホール	1,230円	1,840円
レストラン（厨 房、パントリ ー、倉庫、パッ ケージ室含 む。）	1月につき 215,000円	
平川公民館		
区分	午前9時から午後5時ま で1時間につき	午後5時から午後9時ま で1時間につき
1階 体育室	1,840円	2,760円

会議室	340円	370円
多目的室	650円	910円
2階		
視聴覚室	650円	910円
会議室1	230円	350円
会議室2	230円	350円
保育室	230円	350円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

長浦公民館

区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
1階		
多目的ホール	1,230円	1,840円
多目的室	650円	910円
2階		
会議室1	340円	370円
会議室2	340円	370円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
創作室	340円	370円
視聴覚室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
研修室1	340円	370円

研修室2	340円	370円
根形公民館		
区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
1階		
野外ステージ	650円	910円
多目的ホール	1,230円	1,840円
2階		
会議室	340円	370円
講義室	340円	370円
研修室	340円	370円
和室	230円	350円
アトリエ	340円	370円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円
平岡公民館		
区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
1階		
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	230円	350円
2階		
会議室1	340円	370円

会議室2	340円	370円
和室	340円	370円
研修室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円

平川公民館富岡分館

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	340円	370円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、前2項の単位使用料に規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その部度を切り捨てる。
- 5 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合
（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		午前9時から午後5時まで 午後9時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
平川公民館	体育室（全面）	530円	680円
	体育室（半面）	260円	340円
長浦公民館	多目的ホール	280円	390円
根形公民館			
平岡公民館			
平川公民館富岡分館			

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 4 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

分」とする。

別表第3 (第15条関係)

附属設備使用料

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾンライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
フットライト	1台	130円
ステージスポットライト	1台	40円
レコードプレーヤー	1台	220円
テープレコーダー	1台	220円
マイクロホン	1本	80円
16ミリ映写機	1台	220円
スライド映写機	1台	220円
ビデオプロジェクター	1台	440円
ビデオデッキ	1台	220円
CDプレーヤー	1台	220円

CD・MDプレーヤーコンボ	1台	220円
DVDプレーヤー	1台	220円
LDプレーヤー	1台	220円
ブルーレイレコーダ	1台	220円
スクリーン	1面	70円
反響板	1式	520円
三点吊りマイク	1式	440円
拡声装置	1台	220円
大ホール拡声装置	1式	520円
ステージスピーカー	1式	130円
はね返りスピーカー	1式	50円
チェロ	1台	440円
コントラバス	1台	440円
クラリネット	1本	440円
オーボエ	1本	440円
ファゴット	1本	440円
チューバ	1台	440円
シンバル	1組	440円
ティンパニー	1台	440円
指揮者台	1台	20円
指揮者用譜面台	1台	20円
譜面台	1台	10円
平台	1枚	30円

大ホール講演台	1台	130円
屏風	1双	260円
附属設備使用料その2		
品名	単位	使用料 (1回当たり)
陶芸窯 (素焼き)	1台	1,000円
陶芸窯 (本焼き)	1台	2,000円
備考		
1 平台には箱足、開足を含む。 2 大ホール講演台には司会者台、花台を含む。 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。		

5 報告 (2) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の取組み状況について

令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会開催要項

- 1 趣 旨 二十歳となったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます国民の祝日にあたり、本市の二十歳の青年がより豊かな人生を築くための記念行事とする。
- 2 目 標 生まれ育った郷土に感謝し、社会の一員として力強く生きる気持ちを持つ。
- 3 日 時 令和6年1月7日(日)
午前10時30分から(昭和・長浦・根形・平川地区)
午後1時30分から(蔵波地区)
- 4 主 催 袖ヶ浦市、袖ヶ浦市教育委員会、
袖ヶ浦市二十歳を祝う会各地区実行委員会
- 5 対 象
 - (1) 平成15年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれ、市内に住民登録されている者。
 - (2) 平成15年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれ、袖ヶ浦市内小学校または中学校を卒業し、他市町村に住民登録を移している者で出席を希望する者。

6 会 場

昭和地区	市民会館	計197名	男	101名	女	96名
長浦地区	長浦公民館	計98名	男	53名	女	45名
蔵波地区	長浦公民館	計146名	男	72名	女	74名
根形地区	根形公民館	計31名	男	16名	女	15名
平川地区	平川公民館	計87名	男	38名	女	49名
(R5.6.1現在)		合計559名	男	280名	女	279名

7 内 容 記念式典および記念行事

(式次第) 進行

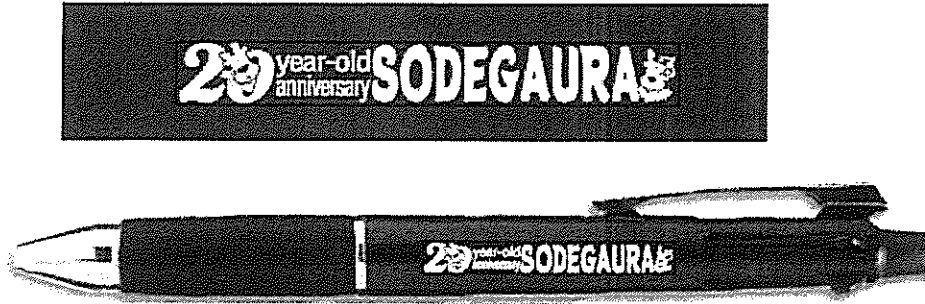
- (1) 開式のことば
- (2) 国歌斉唱
- (3) 主催者挨拶(市長、副市長、教育長、企画政策部長)
- (4) 来賓祝辞(県議会議員、市議会代表)・(来賓紹介、祝電披露)
- (5) 二十歳代表挨拶(二十歳代表)
- (6) 閉式のことば

(記念行事) 記念撮影他

記念品

ガウライラスト入り多機能ボールペン

*拡大



5 報告 (3) 市民会館・公民館事業の実施状況について

【10月～12月8日実施まで】

施設名	事業名	日付	内 容	人数
市民会館	乳幼児家庭教育学級	10. 16	6回目/全10回 坂戸の森で木の実拾い！	6人
	(市民会館と合同開催)	10. 28	7回目/全10回 木の実で壁飾りをつくろう	8人
		11. 10	8回目/全10回 未来のプレゼント ミニスクラップブックづくり	4人
	小学校家庭教育学級	10. 11	2回目/全5回 スマホと子ども	8人
		11. 26	3回目/全5回 移動教室「防災センター見学」	26人
	中学校家庭教育学級	10. 24	3回目/全5回 かねこ農園でピザを作って食べよう！	9人
	子どもチャレンジ教室	10. 1	5回目/全8回 アイススケート体験	30人
	世代間交流事業 ※子どもチャレンジ教室と共催 (7回目/全8回)	11. 23	お正月お飾りづくり・クリスマスリース作り	保護者77人 子82人
	女性セミナー	10. 16	5回目/全7回 移動教室「京成バラ園見学」	19人
		11. 14	6回目/全7回 美味しい珈琲の淹れ方を学ぼう！	15人
	男性セミナー	10. 22	1回目/全3回 鎌倉街道を歩こう！	19人
		11. 17	2回目/全3回 美味しい珈琲の淹れ方を学ぼう！	21人
	単発講座	12. 3	総合防災訓練 HUG訓練、救命講習、備蓄品確認等	49人
	昭和ふれあい教室	11. 20	6回目/全8回 楊名時太極拳	40人
	地域人材育成講座 ※坂戸の森みどりの会と共催	10. 21	昭和地区親子ウォーキング	保護者21人 子20人
平川公民館	乳幼児家庭教育学級	10. 16	6回目/全10回 坂戸の森で木の実拾い！	6人
	(市民会館と合同開催) 再掲	10. 28	7回目/全10回 木の実で壁飾りをつくろう	8人
		11. 10	8回目/全10回 未来のプレゼント ミニスクラップブックづくり	4人
	小学校家庭教育学級	10. 6	5回目/全5回 親子でウォーキング～袖ヶ浦の美しい風景を見つけよう～ (保護者 4人、児童 9人)	13人
	中学校家庭教育学級	11. 29	4回目/全5回 ものづくり教室（リース作り）	7人
	子どもクラブ	10. 7	6回目/全7回 東京ドイツ村で写真を撮ろう！	4人
	園芸講座	10. 5	4回目/全8回 農薬を使わない野菜栽培方法（農薬の正しい使い方）	11人
		10. 30	5回目/全8回 花の栽培の基礎知識	14人
		11. 9	6回目/全8回 みかん栽培の基礎知識	19人
	単発講座	12. 4	2回目/全2回 養生功を体験しよう！（学校卒業後における障害者の学びの支援事業）	15人
	平川生活いきいき講座	10. 12	4回目/全7回 車椅子を体験しよう	15人
	おでかけ高齢者講座	10. 5	2回目/全2回 マジックの公演（成歳公民館）	13人
	地域人材育成講座	10. 7	3回目/全5回 広域災害発生！その時どうする？	24人
		12. 3	4回目/全5回 避難所を確認する（令和5年度袖ヶ浦市総合防災訓練）	57人
長浦公民館	子育てババ応援講座	10. 26	4回目/全5回 椎の森里山の散策と木の実や葉っぱを使った簡単工作 登録講座生17名	保護者4人 子5人
	小中学校家庭教育学級	11. 28	4回目/全6回 子育てとお金～子育て世代の生活設計を考える～	16人
	わんぱく教室	10. 29	6回目/全8回 かんたんジャック・オー・ランタン作り	18人
	長浦ジュニアお琴教室	10. 14	6回目/全14回 【初心者・経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習「きくらさくら」「うさぎ」「てまりうた」「松日傘」 登録講座生 初心者 コース4名、経験者コース4名	7人
		11. 11	7回目/全14回 【合同練習】基礎練習、演奏会に向けた練習	8人
		11. 18	8回目/全14回 【公民館まつり】ミニコンサート「尺八と箏のしらべ」 ※がうら邦楽合奏団との合同演奏会	8人

【10月～12月8日実施まで】

施設名	事業名	日付	内 容	人数
長浦公民館	まるごと体験セミナー～1からのソバづくり～	11. 23	5回目/全7回 ソバの収穫 登録講座生19名	16人
		12. 2	6回目/全7回 ソバの脱穀、選別	11人
	ながうら遊学塾	10. 20	5回目/全7回 移動教室「東京湾アクアライン裏側探検」登録講座生48名	25人
	お正月飾りづくり講習会	12. 22	全1回 お正月飾りづくり 定員25名（初めての方を優先のうえ抽選）	
	長浦さわやかスクール	10. 12	4回目/全7回 グラウンドゴルフ大会 登録講座生177名	30人
	地域人材育成講座	11. 19	5回目/全5回 公民館まつりへの参加「綿あめブースの企画運営」登録講座生16名	7人
根形公民館	小中学校家庭教育学級	10. 14	3回目/全5回 大学までの教育費について	10人
		11. 26	4回目/全5回 非常食づくり体験	14人
	花まる絵画教室	10. 7	4回目/全6回 動きを描こう 登録講座生15人	15人
		12. 2	5回目/全6回 楽しく描こう	12人
	子ども絵画教室	10. 14	4回目/全9回 自由に描こう 登録講座生19人	16人
		11. 18	5回目/全9回 自由に描こう	17人
	成人絵画教室	10. 21	6回目/全10回 静物写生③（秋の野菜、果物） 登録講座生18人	13人
		11. 25	7回目/全10回 移動教室	11人
	地域再発見講座	10. 18	4回目/全7回 移動教室国立歴史民俗博物館 登録講座生23人	16人
		11. 14	5回目/全7回 かずさクリーンシステム	15人
	根形ニコニコ教室	10. 25	6回目/全10回 移動教室水郷佐原山車会館他 登録講座生42人	26人
		11. 4	7回目/全10回 公民館まつり	29人
	地域人材育成講座	10. 20	2回目/全4回 根形中学校防災学習	125人
		11. 26	4回目/全5回 非常食づくり体験	14人
		12. 3	5回目/全5回 総合防災訓練	41人
平岡公民館	お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座（幼児家庭教育学級）	10. 21	3回目/全5回 移動教室「きぼーるで遊ぼう！」	保護者14人 子13人
		11. 18	4回目/全5回 お散歩＆昔遊び	保護者6人 子5人
	小学校家庭教育学級	10. 27	3回目/全5回 手話教室	3人
	ひらおか子ども教室	11. 18	4回目/全6回 ジェラート風スライムを作ろう！	15人
	ひらおかハッピータイム（世代間交流事業）	12. 23	全1回 お正月飾りを作ろう！	-
	わくわく女性倶楽部	11. 16	4回目/全6回 移動教室「上総の国の歴史と文化遺産を訪ねて」	29人
		12. 7	5回目/全6回 樹脂粘土で作るクリスマスツリーの壁掛け	23人
	国際理解セミナー	10/21	1回目/全5回 ミャンマー	10人
		11/18	2回目/全5回 イギリス	15人
	ひらおかシニアセミナー	10. 5	4回目/全6回 移動教室「東京国立博物館他」	17人
		11/27	5回目/全6回 園芸講座	27人
	みんなでつくる地域の避難所講座（地域人材育成講座）	10/7	2回目/全3回 広域災害発生！そのときどうする！？	34人

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上と福祉の増進を図るため、公民館並びに市民会館を袖ヶ浦市に設置する。

2 公民館並びに市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市平川公民館	袖ヶ浦市横田115番地1
袖ヶ浦市民会館	袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
袖ヶ浦市長浦公民館	袖ヶ浦市蔵波513番地1
袖ヶ浦市根形公民館	袖ヶ浦市下新田1277番地
袖ヶ浦市平岡公民館	袖ヶ浦市野里1563番地1

(分館の設置)

第2条の2 平川公民館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡分館	袖ヶ浦市吉野田622番地2

(管理)

第3条 公民館及び市民会館の管理者は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(職員)

第4条 公民館及び市民会館に、それぞれ館長その他の職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 社会教育法第29条第1項の規定により公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、社会教育法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。

3 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が、第3項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会はその任期中であっても委嘱を解くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（事業）

第6条 公民館及び市民会館は、社会教育法第22条に規定する事業のほか、公共の福祉増進のための施設の提供に供する事業を行う。

（使用の許可）

第7条 公民館並びに市民会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、公民館及び市民会館の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、公民館及び市民会館施設等の使用を許可しないことができる。

（1） その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その使用が公民館及び市民会館の設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(5) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(使用期間)

第10条 公民館及び市民会館は同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は公民館及び市民会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館及び市民会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(模様替え等)

第 1 2 条 使用者が公民館及び市民会館の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第 1 3 条 使用者は、その使用を終了したとき（第 9 条の規定により使用について制限又は許可の取り消し、若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第 1 4 条 使用者は、公民館及び市民会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（使用料）

第 1 5 条 使用者は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の徴収）

第 1 6 条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

（使用料の減免）

第 1 7 条 教育委員会が特に認めるときは、第 1 5 条の使用料の額を減額し、又はその使用料の額を免除することができる。

（使用料の不還付）

第 1 8 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときには、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（1） 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。

(2) 教育委員会が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止したとき。

(3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(販売行為等の禁止)

第19条 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表第1 (第15条関係)

市民会館

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
1階		
会議室	340円	370円
研修室	230円	350円
調理実習室	650円	910円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
大ホール（楽屋 1・2、ホワイ エ等含む。）	5,740円	8,620円
大ホール（舞台 のみを使用する 場合）	1,720円	2,580円

【参考資料】

2 階		
会議室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
会議室 2	3 4 0 円	3 7 0 円
講義室	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	2 3 0 円	3 5 0 円
研修室	6 5 0 円	9 1 0 円
3 階		
中ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
レストラン（厨房、パントリー、倉庫、パッケージ室含む。）	1 月につき 2 1 5 , 0 0 0 円	

平川公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
体育室	1 , 8 4 0 円	2 , 7 6 0 円
会議室	3 4 0 円	3 7 0 円
多目的室	6 5 0 円	9 1 0 円
2 階		
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円
会議室 1	2 3 0 円	3 5 0 円
会議室 2	2 3 0 円	3 5 0 円
保育室	2 3 0 円	3 5 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円

長浦公民館

【参考資料】

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
多目的室	6 5 0 円	9 1 0 円
2 階		
会議室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
会議室 2	3 4 0 円	3 7 0 円
和室 1	2 3 0 円	3 5 0 円
和室 2	2 3 0 円	3 5 0 円
創作室	3 4 0 円	3 7 0 円
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
研修室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
研修室 2	3 4 0 円	3 7 0 円

根形公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
野外ステージ	6 5 0 円	9 1 0 円
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
2 階		
会議室	3 4 0 円	3 7 0 円
講義室	3 4 0 円	3 7 0 円
研修室	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	2 3 0 円	3 5 0 円
アトリエ	3 4 0 円	3 7 0 円

【参考資料】

調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円

平岡公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
会議室	2 3 0 円	3 5 0 円
2 階		
会議室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
会議室 2	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
研修室	6 5 0 円	9 1 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円

平川公民館富岡分館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
会議室	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円

備考

- 1 使用料は、1 時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）
に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は、規定使用料の 5 割に相当す

る額を加算した額とする。

3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、前2項の単位使用料に規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

4 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。

5 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		午前9時から 午後5時まで 1時間につき	午後5時から午 後9時まで1時 間につき
平川公民館	体育室（全面）	530円	680円
	体育室（半面）	260円	340円
長浦公民館	多目的ホール	280円	390円
根形公民館			
平岡公民館			
平川公民館富岡分館			

備考

1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。

2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は、単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が

生じたときは、これを切り捨てる。

3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

4 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第3（第15条関係）

附属設備使用料

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾントライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
フットライト	1台	130円
ステージスポットライト	1台	40円
レコードプレーヤー	1台	220円
テープレコーダー	1台	220円
マイクロホン	1本	80円
16ミリ映写機	1台	220円
スライド映写機	1台	220円
ビデオプロジェクター	1台	440円
ビデオデッキ	1台	220円
C D プレーヤー	1台	220円

【参考資料】

C D ・ M D プレーヤーコンポ	1 台	2 2 0 円
D V D プレーヤー	1 台	2 2 0 円
L D プレーヤー	1 台	2 2 0 円
ブルーレイレコーダ	1 台	2 2 0 円
スクリーン	1 面	7 0 円
反響板	1 式	5 2 0 円
三点吊りマイク	1 式	4 4 0 円
拡声装置	1 台	2 2 0 円
大ホール拡声装置	1 式	5 2 0 円
ステージスピーカー	1 式	1 3 0 円
はね返りスピーカー	1 式	5 0 円
チェロ	1 台	4 4 0 円
コントラバス	1 台	4 4 0 円
クラリネット	1 本	4 4 0 円
オーボエ	1 本	4 4 0 円
ファゴット	1 本	4 4 0 円
チューバ	1 台	4 4 0 円
シンバル	1 組	4 4 0 円
ティンパニー	1 台	4 4 0 円
指揮者台	1 台	2 0 円
指揮者用譜面台	1 台	2 0 円
譜面台	1 台	1 0 円
平台	1 枚	3 0 円
大ホール講演台	1 台	1 3 0 円
屏風	1 双	2 6 0 円

附属設備使用料その 2

品名	単位	使用料
----	----	-----

		(1 回 当 た り)
陶芸窯（素焼き）	1 台	1 , 0 0 0 円
陶芸窯（本焼き）	1 台	2 , 0 0 0 円

備考

- 1 平台には箱足、開足を含む。
- 2 大ホール講演台には司会者台、花台を含む。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

令和6年昭和地区二十歳を祝う会来賓・主催者名簿

《来 賓》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	市 議 会 議 員	渡辺 あゆみ	登壇
2	市 議 会 議 員	佐藤 博文	登壇
3	市 議 会 議 員	伊東 章良	登壇
4	市 議 会 議 員	木村 淑子	登壇
5	市 議 会 議 員	稲毛 茂徳	登壇
6	市 議 会 議 員	村田 稔	登壇 祝辞
7	市 議 会 議 員	緒方 妙子	登壇
8	市 議 会 議 員	塚本 幸子	登壇
9	昭和地区自治連絡会会長	風呂本 充正	登壇

《主催者》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	教 育 長	御園 朋夫	主催者挨拶
2	教 育 委 員		登壇
3	教 育 部 長	生方 和義	登壇
4	社 会 教 育 委 員 長	田中 雪夫	登壇
5	社 会 教 育 副 委 員 長	稲垣 昭彦	登壇
6	社 会 教 育 副 委 員 長	佐々木 眞由美	登壇
7	社 会 教 育 委 員	弘中 邦典	
8	社 会 教 育 委 員	木村 育子	
9	社 会 教 育 委 員	河野 裕一郎	
10	社 会 教 育 委 員	小泉 康	
11	社 会 教 育 委 員	岡田 康	
12	公民館運営審議会委員長	齋藤 隆彦	登壇
13	公民館運営審議会委員	早川 敦	
14	実 行 委 員 長	大田 知司	登壇
13	副 実 行 委 員 長	石井 喜三江	登壇（公運審）

服装

来賓----平服 主催者（登壇者）---略礼服
 主催者（登壇なし）---平服

令和6年長浦地区二十歳を祝う会来賓・主催者名簿

《来 賓》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	市 議 会 議 員	根本 駿輔	
2	市 議 会 議 員	山下 信司	祝辞
3	市 議 会 議 員	佐藤 麗子	
4	市 議 会 議 員	笹生 猛	
5	長浦地区自治連絡協議会会長	土谷 明生	

《主催者》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	企 画 政 策 部 長	小島 悟	主催者挨拶＊
2	教 育 委 員	高野 隆晃	
3	教 育 部 学 校 教 育 課 長	前沢 幸雄	
4	公 民 館 運 営 審 議 会 委 員	庄司 光利	
5	実 行 委 員 長	須田 紀子	
6	副 実 行 委 員 長	在原 潤	(社会教育委員)
7	長 浦 公 民 館 顧 問	地引 等	

服装

来賓----平服

主催者---平服（ただし、＊挨拶者は略礼服用）

令和6年蔵波地区二十歳を祝う会来賓・主催者名簿

《来 賓》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	市 議 会 議 員	湯浅 榮	
2	市 議 会 議 員	山口 進	祝辞
3	市 議 会 議 員	在原 直樹	
4	市 議 会 議 員	励波 久子	
5	長浦地区自治連絡協議会副会長	中山 敏男	

《主催者》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	市 長	粕谷 智浩	主催者挨拶*
2	教 育 委 員	高野 隆晃	
3	教 育 部 生 涯 学 習 課 長	島田 宏之	
4	社 会 教 育 委 員	木曾野 真紀	
5	公民館運営審議会副委員長	片寄 礼子	
6	公民館運営審議会委員	土師 宏美	
7	公民館運営審議会委員	大熊 弘子	
8	実 行 委 員 長	須田 紀子	
9	副 実 行 委 員 長	畠山 真一	(社会教育委員)
10	長 浦 公 民 館 顧 問	地引 等	

服装

来賓----平服

主催者---平服（ただし、*挨拶者は略礼服用）

令和6年根形地区二十歳を祝う会来賓・主催者名簿

《来 賓》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	市 議 会 議 員	吉岡 淳一	
2	市 議 会 議 員	篠崎 典之	祝辞
3	根形地区自治連絡会会長	大勝 寛人	

《主催者》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	副 市 長	花澤 一男	主催者挨拶＊
2	教 育 委 員	中村 伸子	
3	教 育 部 次 長	高浦 正充	
4	公 民 館 運 営 審 議 会 委 員	田中 輝博	
5	実 行 委 員 長	加藤 宏明	
6	副 実 行 委 員 長	松井 恭子	(社会教育委員)
7	根 形 公 民 館 顧 問	平賀 栄三郎	

服装

来賓----平服

主催者---平服（ただし、＊挨拶者は略礼服着用）

令和6年平川地区二十歳を祝う会来賓・主催者名簿

《来 賓》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	県 議 会 議 員	江野澤 吉克	祝辞
2	市 議 会 議 長	榎本 雅司	
3	市 議 会 副 議 長	小国 勇	祝辞
4	市 議 会 議 員	篠原 幸一	
5	市 議 会 議 員	伊藤 啓	
6	平岡地区自治連絡会会長	西田 隆司	
7	中川富岡地区自治連絡会会長	永野 和徳	

《主催者》

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	市 長	粕谷 智浩	主催者挨拶*
2	教 育 委 員	若林 洋子	
3	教育部スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	
4	社 会 教 育 委 員	二宮 義文	
5	社 会 教 育 委 員	中山 正紀	
6	公民館運営審議会副委員長	篠原 和行	
7	公民館運営審議会委員	福原 孝彦	
8	公民館運営審議会委員	前田 元子	
9	公民館運営審議会委員	鈴木 美恵子	
10	実 行 委 員 長	齊藤 秀夫	
11	副 実 行 委 員 長	鹿嶋 章夫	
12	平 川 公 民 館 顧 問	多賀 克之	
13	平 岡 公 民 館 顧 問	在原 徹	

服装

来賓----平服

主催者---平服（ただし、*挨拶者は略礼服用）